

## IV 活力と持続の「地域づくり」

### 1 地域の元気創出

#### 政策86

暮らしと消費生活の基盤、地域コミュニティの場として大切な役割を担う小売業の振興を図る条例を制定し、商店街・中心市街地の活性化や大型小売店と地域の連携を促進

#### ◇ 政策の展開方向 ◇

■ 地域商業を取り巻く環境の変化に対応するための地域の実態に応じた自主的な取組を促進するため、地域商業に関する条例制定をし、道の責務及び事業者、市町村、商工団体、道民等の役割を明らかにするとともに、関係者が一体となって地域の実態に応じた取組を進めていくことにより、道民生活の持続的安定と活力ある地域経済及び地域社会づくりを促進します。



#### ◇ 取組の概要 ◇

24年度に制定した「北海道地域商業の活性化に関する条例」に基づき、地域商業の活性化に向けた具体的な方向性を示す「北海道地域商業活性化方策」や事業者等による地域貢献活動の望ましい姿を提示する「北海道地域活動貢献指針」を策定しました。

また、地域商業の実態に応じた自主的な取組を促進するため、地域でのモデル的な取組や実施体制の構築等を支援するとともに、地域独自の取組も含めた取組成果を全道に普及してきました。

さらに、若者や女性、高齢者などを雇い入れ、実地研修や座学研修などを実施することで、商店街活性化の取組を専門的に担い、牽引役となる人材を育成し、商店街の活性化の取組を促進したほか、中心市街地の活性化を図るために、ホームページ相談窓口の開設やまちなか活性化セミナーの開催をはじめ、中心市街地活性化に関する計画づくりや国の諸制度の活用に係る情報提供、助言、相談対応等を実施してきました。

#### ◇ 主な取組 ◇

##### ◆ 地域商業の活性化に関する条例の制定

- ・新たな地域商業の活性化に関する条例について、北海道商工業振興審議会へ諮問（23年7月）
- ・今後の本道小売商業振興のあり方等を審議するため検討部会を開催（23年度 7回）
- ・意見交換（23年度 52箇所）及びパブリックコメントを実施（23年10月～11月）
- ・新たな地域商業の活性化に関する条例について、北海道商工業振興審議会から答申（23年12月）
- ・「北海道地域商業の活性化に関する条例」について、道議会議決（24年3月）、条例の施行（24年4月）

##### ◆ 条例に掲げる基本理念に基づく指針の策定

- ・北海道地域商業活性化方策及び北海道地域貢献活動指針の策定（24年8月）

##### ◆ 地域における推進基盤の形成

- ・地域における自主的な取組を誘導するため、条例の浸透を図る説明会を振興局所在地において開催するなど、地域における推進基盤の形成を促進（24年4月～5月）

##### ◆ 地域商業活性化に向けた取組の促進

- ・地域商業の実態に応じた自主的な取組を促進するため、地域でのモデル的な取組や実施体制の構築等を支援（「地域商業活性化総合対策事業」 24年度 11事業、25年度 3事業 26年度 10事業（予定））（「商店街担い手人材育成支援モデル事業」 26年度 6地域（予定））

##### ◆ 大型小売店などによる地域貢献活動の促進

- ・大型小売店と地域の連携を促進するための地域貢献活動計画の提出など、特定小売事業施設に関する手続きを開始（24年10月）

##### ◆ 中心市街地活性化の促進

- ・中心市街地活性化に関する計画づくりや国の諸制度の活用について情報提供、助言、相談対応などを行うほか、市町村の取組を支援

23年度 ホームページ相談窓口開設、相談件数 9市、まちなか活性化セミナー 2回開催、現地ヒアリング 1市

24年度 計画策定 1市、相談件数 3市、まちなか活性化セミナー 1回開催、中心市街地活性化連絡協議会 1回開催

25年度 相談件数 4市、まちなか活性化セミナー 1回開催  
26年度 まちなか活性化セミナー 1回開催(予定)

○ 北海道地域商業の活性化に関する条例（24年4月施行）

【目的】

- ・地域商業の活性化に関し、基本理念を定め、道及び事業者等の責務、道民の役割を明確化
- ・道の施策の基本となる事項及び特定小売事業に係る手続その他必要な事項を定め、施策を総合的に推進
- ・道民生活の持続的安定並びに地域経済及び地域社会の活性化

【主な内容】

- ・地域商業の役割に鑑み、活性化の取組を総合的に推進
- ・地域関係者の創意及び主体性が発揮され、地域の実態に応じた取組を推進
- ・道、市町村及び地域関係者の適切な役割分担による協働により取組を推進

## 政策87

中核都市の機能や札幌圏のけん引力など都市間の役割分担と連携強化を図るため、道と札幌市、中核都市などとの政策連携の仕組みを提案

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 振興局ごとに設置している地域づくり連携会議において、都市と農山漁村の連携、都市間連携、札幌周辺都市機能の活用の仕組みなどを幅広く検討するとともに、政令指定都市・札幌市との政策連携のあり方について検討を進め、その検討結果を踏まえ、道と札幌市、中核都市などとの政策連携の仕組みづくりに努めます。



### ◇ 取組の概要 ◇

振興局ごとに設置している「地域づくり連携会議」において、地域における都市と農山漁村の連携のほか、振興局のエリアを越えた都市間連携、札幌市周辺都市機能の活用方策など、地域の実情に応じた政策連携の取組について幅広く検討を進めてきました。

また、連携地域別政策展開方針の策定・推進にあたっては、地域重点プロジェクトに、都市と農山漁村の連携や、振興局エリアを越えた都市間連携による取組などを盛り込み、市町村や地域の関係機関と連携・協力しながら、プロジェクトの着実な推進を図ってきました。

さらに、道と札幌市、中核都市などとの政策連携の仕組みづくりについては、札幌市と道内市町村との連携促進に向けた取組を実施するとともに、道内中核都市市長会議において情報交換等を行いました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 「連携地域別政策展開方針」により進める都市間連携等の検討及び推進

- ・ 地域づくり連携会議において、地域における都市と農山漁村の連携のほか、振興局のエリアを越える都市間連携、札幌周辺都市機能の活用方策について幅広く検討し、25年度からの「連携地域別政策展開方針」の地域重点プロジェクトなどに反映（14振興局）（23年度、24年度）
- ・ 25年度からの新たな「連携地域別政策展開方針」の地域重点プロジェクトに盛り込んだ都市間連携等の取組を着実に推進するとともに、引き続き、地域づくり連携会議などにおいて、地域の実情に応じた政策連携の取組について検討（25年度～）

#### ◆ 北海道・札幌市行政懇談会の開催

- ・ 道と札幌市で意見交換を行う懇談会を開催（24年度～26年度）
- ・ 道と札幌市の政策部門による「北海道・札幌市政策協議会」を設置し（23年1月）、双方が連携して取り組む政策課題等について検討（23年度 1回、24年度 2回、25年度 2回、26年度 2回開催）
- ・ 企画部門の人事交流を実施（25年度～）
- ・ 道と札幌市の若手職員による「北海道・札幌市政策研究みらい会議」を設置し（25年8月）、次代の活性化につながる地域政策等について意見交換会を開催するとともに、道内市町村や民間事業者と連携して「資源価値の向上」や「交流人口の増加」といった本道の発展につながる複数分野の取組を実施（25年度 11取組、26年度 7取組）
- ・ 懇談会で議論された意見や提案について、随時フォローアップを実施（24年度～）

#### ◆ 札幌市などとの政策連携のあり方や取組の検討

- ・ 道内中核都市市長会議にオブザーバー参加し、各地域の課題等について情報交換（24年度～）
- ・ 道と札幌市、中核都市等との政策連携のあり方や取組について、北海道・札幌市行政懇談会や地域づくり連携会議等の場を通じて検討（24年度～）

#### ◆ 札幌市と道・道内市町村との連携促進に向けた取組について

- ・ 各市町村のニーズを把握するための「アンケート調査」にはじまり、道産食彩HUGで特産品を試験的に販売する「お試し出展」、また、札幌市の幹部が道内各地域を訪問し、連携に向けた意見交換を行う「ぐるっと地域訪問」など、札幌市と道・道内市町村の連携に向けた取組を支援（25年度～）

## 政策88

「地域づくり総合交付金\*」を拡充し、集落や市街地活性化、過疎地域に準じた地域の自立化など、市町村等が主体となった地域再生、広域政策を積極的に支援

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 市町村等が主体的に行う集落対策や市街地活性化、過疎地域に準じた地域の自立化など地域再生に向けた取組を「地域づくり総合交付金」により支援します。
- 市町村等が広域的に連携して行う地域づくりの取組については、「地域づくり総合交付金」により優先的に支援するなど、広域政策を積極的に進めます。



### ◇ 取組の概要 ◇

地域づくり推進事業については、地域のニーズや課題に的確に対応できるよう、移住促進施設整備事業や集落維持・活性化促進事業を支援メニューに追加するなど制度の充実を行い、市町村等が主体的に行う集落対策や市街地活性化など地域再生に向けた取組を支援したほか、市町村等が広域的に連携する事業を優先的に採択する事業に位置付け、広域政策を推進してきました。

また、地域再生加速事業については、広域的に連携して行う地域づくりの取組として、25年度から複数の市町村で構成する協議会等が実施する広域的なプロジェクトを重点的に支援しました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 地域づくり総合交付金による地域の主体的な取組に対する支援

- ・ 市町村等が主体的に行う集落対策や市街地活性化など地域再生に向けた取組や広域的に連携して行う地域づくりの取組を支援
- <地域づくり総合交付金（予算：23年度 40億円、24年度 40億円、25年度 42億円、26年度 42億円）>

事業区分	制度概要
地域再生加速事業	地域が抱える様々な地域間格差の是正に向け、相互に連携する複数市町村が、住民や民間団体等の多様な主体と協働して地域の再生に意欲的に取り組むプロジェクト
地域づくり推進事業	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業 ①一般事業（移住促進施設整備事業、地域防災力強化事業等を追加） ②福祉振興・介護保険基盤整備事業 ③地域産業基盤整備事業 ④エゾシカ緊急対策事業 ⑤集落維持・活性化促進事業（25年度から追加）
特定課題対策事業	全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題の解決を目的として市町村等が取り組む事業

## 政策89

NPOや地域づくりグループなど、ソーシャルビジネス\*等の担い手の活動を促進するため、寄附や、つなぎ融資の円滑化など資金面での支援を実施

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 新しい公共\*の担い手となるNPO等の活動基盤の強化、寄附募集活動や融資利用の円滑化などが図られるよう、国の「新しい公共支援事業交付金」を活用した支援の取組を進めます。
- NPOなど多様な事業主体の経済活動を資金面で支援します。



### ◇ 取組の概要 ◇

NPO等の活動を支援するため、道立市民活動促進センターや各地域において各種講座を開催したほか、中間支援組織の人材育成やネットワーク構築のため、市民活動推進アドバイザーの委嘱や研修会を開催してきました。

また、地域で活動するNPO法人への寄附を促し、活動を一層支援するため、25年10月に「北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」を制定し、同年12月には第1号となるNPO法人を指定しました。

さらに、23年に「地域活性化ワイド資金」を創設し、一般社団法人、NPO法人など幅広い事業者の方々を取り組む経済活動に必要な資金の融資の円滑化を図ってきました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ NPO等の活動基盤の強化

- ・ 組織運営、会計事務、決算税務、労務管理、広報等をはじめとしたNPO等の財政・運営基盤を強化するフォローアップを実施（集合研修 道内23年度 9地域、24年度 18地域、個別研修 23年度 20団体、24年度 30団体）
- ・ NPO等の活動を活性化するため、NPO法人設立基礎講座（23年度 6回、24年度 4回、25年度 4回、26年度 4回（予定））、市民活動団体との共催講座（23年度 6回、24年度 3回、25年度 2回、26年度 2回（予定））、協働促進講座（23年度 3回、24年度 4回、25年度 2回、26年度 2回（予定））を開催
- ・ NPO等の活動を支援する中間支援組織のサポート力を強化するため、人材育成や組織間のネットワークを構築（研修会 23年度 4回、24年度 6回、25年度 6回、26年度 6回（予定） 市民活動推進アドバイザー委嘱 24年度 10名、25年度 10名、26年度 10名（予定））
- ・ NPOの運営面での透明性を確保するため、NPO法人等の基本データ及び事業報告書等を道のホームページに公表（道内に主たる事務所を置くNPO法人 23年度 1,778団体、24年度 1,944団体、25年度 2,020団体）
- ・ 活力ある地域の市民活動を支援するため、「市民活動支援セミナー」を開催（23年度 4箇所、24年度 3箇所、25年度 3箇所、26年度 2箇所（予定））

#### ◆ NPO等の寄附募集活動への支援

- ・ NPO等の団体又は事業に寄附金をつなぐ仕組みづくりを検討（23年度 検討会 6回、24年度 企業向けセミナー 6回、個別マッチング支援 20団体）
- ・ 地域で活動するNPO法人への寄附を促し、活動を一層支援するため、個人道民税の税額控除の対象となる寄附金を受けるNPO法人を指定する手続等を定める「北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」を制定（25年10月）

#### ◆ NPO等への資金援助

- ・ 行政からNPO等への事業委託の円滑化を図るため、事業を委託した際にNPO等が借り入れたつなぎ融資の資金に対する利子補給を実施（24年度 61千円）
- ・ 一般社団法人、NPO法人など幅広い事業者の方々を取り組む経済活動を支援するため、地域活性化ワイド資金融資制度を創設し、融資を実施（23年7月創設 融資実績 23年度 24件 155百万円、24年度 28件 183百万円、25年度 23件 157百万円、26年度 11件 51百万円（10月末現在））

○ 北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（25年10月施行）

【目的】

- ・ NPO法人への寄附を促すため、個人道民税の寄附金税額控除の対象となるNPO法人（以下「控除対象NPO法人」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定める。

【主な内容】

- ・ 指定基準（「公益性要件」「事業活動の道民周知、道民参加等の要件」「基本要件」について規定）
- ・ 欠格事由（法令違反等による指定の対象とならない法人について規定）
- ・ 有効期間（5年間）
- ・ 変更の届出（事業の概要の変更等に係る知事への届出について規定）
- ・ 書類の備置き・閲覧（控除対象NPO法人の事務所における事業報告書等の備置き、閲覧等について規定）
- ・ 書類提出（役員報酬規程等の知事への提出・公開、解散等の知事への届出等について規定）
- ・ 指導・監督（基準が満たされない控除対象NPO法人等への道による報告徴収、検査の実施、勧告、命令等について規定）
- ・ 指定の取消基準（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等について規定）
- ・ その他（官公庁等への協力依頼等について規定）

## 2 オープンな地域づくり

### 政策90

本道への移住・定住希望者を対象に、労働人口の不足が見込まれる一次産業分野や介護福祉分野などへの就業の橋渡しを行う新しい仕組みを確立

#### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 移住相談、就業支援等に関する団体で構成する検討会議を開催し、就業の橋渡しを行う仕組みや支援方策などについて検討を行い、就業支援・受け皿をセットにした移住・定住を促進します。



#### ◇ 取組の概要 ◇

移住や就業支援関係団体と道で構成する「就業支援を活用した移住・定住促進検討会議」を23年11月に設置し、就業をセットにした移住・定住の支援方策などについて検討を進めています。

また、道内市町村の就業支援制度や就業支援機関の情報などを紹介するパンフレットの作成や会員組織を活用した説明会を開催するなど、移住希望者に対する情報発信を行うとともに、三大都市圏で開催する北海道暮らしフェアにおいて、一次産業や介護福祉分野などの就業に関する個別相談を実施するなど、就業を伴う本道への移住を推進してきました。

さらに、移住希望者の就業支援に係る新たな取組として、体験移住とテレワークを組み合わせた転地型テレワークや就業体験と体験移住をセットにした移住体験モニター事業のモデル実施などに取り組んでいます。

#### ◇ 主な取組 ◇

##### ◆ 就業支援をセットにした移住・定住の促進

- ・ 関係団体・道で構成する就業支援を活用した移住・定住促進検討会議を開催（23年度 2回、24年度 1回、25年度 1回、26年度 2回（予定））
- ・ 北海道暮らしフェアにおいて、移住希望者に対し一次産業分野や介護福祉分野などの就業に関する個別相談を実施（24年度～26年度、東京・大阪・名古屋）
- ・ 就業体験と体験移住をセットにした移住体験モニター事業を実施（26年度）
- ・ 道内の就業支援機関や市町村の支援制度などを紹介するパンフレットを作成（24年度、25年度 各5,000部）

##### ◆ 移住等に関する調査

- ・ 大都市圏の住民に対し、移住を検討するに当たって、移住先を決定する際の判断基準や受入地に期待する事項などの調査を実施（23年9月～10月）
- ・ 道内移住者の就業・就農・起業状況、地域活動状況に関する調査を実施（25年1月～2月）
- ・ 道内への移住希望者の求めている就業情報など就業支援に関する調査を実施（25年10月～26年3月）

##### ◆ テレワークの取組促進

- ・ 大都市圏の企業に対し、テレワーク（在宅勤務）に適した北海道の環境等の説明会を開催（23年9月～10月、24年9月～12月、25年9月～11月）
- ・ 体験移住とテレワークを組み合わせた転地型テレワークの試行調査を実施（24年度 3件、25年度 4件）
- ・ 企業へ道内での「転地型テレワーク」の実施を提案するパンフレットを作成（25年度 1,000部）

##### ◆ 移住希望者等向け説明会の開催

- ・ 会員組織などを活用し、移住希望者や退職予定者を対象に就業・就農、住環境など総合的な情報を発信（23年9月～10月、24年9月～11月、25年9月～11月）

## 政策91

意欲ある都会の若者を市町村等の期限付き職員として任用し、地域再生の様々な活動を行う「地域づくり協力隊」の取組を支援するほか、北海道（振興局）版協力隊の枠組みを創設

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 道内各地域で活躍する地域おこし協力隊員の活動の充実・強化に資するため、情報交換会の開催やネットワークの構築を行うほか、国の制度の動向を踏まえ、北海道版協力隊の枠組みについて検討します。



### ◇ 取組の概要 ◇

全道各地域で活動する地域おこし協力隊等のスキルアップ、ネットワークづくりを目的とした研修・交流会を22年度より毎年度開催したほか、隊員同士の意見・情報交換を行うためのメーリングリストを24年7月に開設するなど隊員活動の充実・強化を支援してきました。

また、地域における効果的な受入体制づくりを図ることを目的として市町村担当課長会議を開催したほか、隊員の活動期間中に実施できる起業・創業に向けた支援プログラムを作成するなど、地域おこし協力隊の活動終了後の地域への定住促進に努めてきました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 全道「地域おこし協力隊」及び「集落支援員」研修・交流会の実施

- ・ 道内の各地域で活動している地域おこし協力隊等の活動の充実・強化に資するためスキルの向上、ネットワークづくりを目的とした研修・交流会を開催（各年度 1 回開催）

地域おこし協力隊 23年度 24市町村55名、24年度 38市町村 92名、25年度 58市町村 168名

集落支援員 23年度 8市町村21名、24年度 11市町村 22名、25年度 12市町村 24名

#### ◆ 地域おこし協力隊等のネットワークの構築と促進

- ・ メーリングリストを設置し、協力隊同士の情報共有や課題解決、ネットワークを強化

#### ◆ 北海道版地域おこし協力隊の創設に向けた検討

- ・ 国の制度の動向を踏まえ、北海道版地域おこし協力隊の枠組みの検討

- ・ 国に対し、「転出地の地域要件」の緩和について要望

#### ◆ 「地域おこし協力隊」市町村担当課長会議の実施

- ・ 道内自治体職員を対象として、地域おこし協力隊の効果的な受入体制づくりを目的とした会議を開催（25年度 1 回開催、26年度 1 回開催）

#### ◆ 「地域おこし協力隊」起業支援プログラムの作成

- ・ 地域おこし協力隊の活動期間中に実施できる起業・創業に向けた支援プログラムの作成・普及（26年度）



### 3 新しい北海道自治のかたちの構築

#### 政策92

地域主権の基本理念や道の責務、市町村と道の関係、具体的な施策の進め方など、新しい自治のめざす姿を明らかにするため、関係条例を整備

#### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 人口減少や少子高齢化が進む中、市町村には様々な地域課題に的確に対応し、地域住民に多様な行政サービスを持続的に提供していくことが求められていることなどを踏まえ、今後の地域主権型社会や新たな地域づくりなどについて、各界の有識者などから幅広く意見や提言をいただきながら、関連条例の整備を行い、道としてのめざす姿などを明らかにします。



#### ◇ 取組の概要 ◇

国の地方制度調査会における自治のあり方等に関する答申、有識者や市町村との意見交換、更には、分権改革の動向や必要な地域振興施策等への対応といった市町村を取り巻く状況変化を踏まえた課題や今後の取組方向について整理を行った上で、関係条例としての北海道地域振興条例の改正を行いました。

#### ◇ 主な取組 ◇

##### ◆ 地域との議論・意見交換

- ・地域主権型社会推進実務者会議などを開催し、地方分権や地域づくりなど新しい自治のめざす姿について市町村と意見交換を実施（各年度 14地域）

##### ◆ 関係者からの意見聴取

- ・北海道にふさわしい新しい自治のめざす姿について、有識者等から意見を伺い検討を実施

##### ◆ 関係条例の整備に向けた検討

- ・関係条例として北海道地域振興条例の点検・見直しを実施（25年度、26年度）
- ・北海道地域振興条例検討懇話会の開催 25年度 1 回開催、26年度 1 回開催
- ・北海道地域振興条例点検報告書の作成（26年 6 月）
- ・北海道地域振興条例改正素案の作成及び改正素案に対するパブリックコメントの実施（26年 6 月～7 月）
- ・北海道地域振興条例の一部を改正する条例案を第 3 回定例道議会に提案（26年 9 月）、可決（26年 10 月）

## 政策93

税務や道路管理等の分野で、道と市町村が連携・協力して事務を行う、新たな広域連携の仕組みを導入

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 道、市長会及び町村会による「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」の検討結果を踏まえ、税務や道路管理等の分野における道と市町村が連携・協力して取り組む新たな広域連携の仕組みなどについて検討するとともに、市町村に対し情報提供を行い、多様な手法による自主的な広域連携を活用した地域づくりを進めます。



### ◇ 取組の概要 ◇

道市長会や道町村会と連携・協働して設置した「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」において、自治体法務、税務、社会資本の3分野に関する連携のあり方を検討し、報告書として取りまとめたほか、フォローアップ提案を行うとともに、検討結果については、振興局ごとに開催する「地域主権型社会推進実務者会議」などを通じて、市町村等へ情報提供するとともに、連携に向けた意見交換を行いました。

また、地域の実情に応じた広域連携を促進するため、専門的な助言や情報提供、専門人材の派遣のほか、「広域連携派遣制度」による道職員派遣を行いました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」等における検討

- ・道市長会や道町村会と連携・協働して「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」を設置するとともに、特定テーマについて調査検討を行うため、ワーキンググループ(WG)を設置(22年12月)し、23年8月自治体法務WG報告書公表、23年10月 税務WG報告書公表、23年11月 社会資本分野での連携のあり方検討WG報告書公表

#### ◆ 検討ワーキンググループでの検討結果を踏まえた取組

- ・振興局ごとに開催する「地域主権型社会推進実務者会議」などにおいて、WGでの検討内容に関して市町村等との意見交換を実施
  - ①税務WGの提言内容の具体化を図るため、「税務WG対策チーム」を設置(23年度)、同チームによる提言内容の具体化に向けた検討を実施(24年度)
  - ②地域の政策法務執務能力の向上に向け、道と市町村等が連携、協力して取組を進めるため、「地域政策法務検討会」を設置(23年度)、法制研修の実施などの取組を推進(25年度・26年度 14振興局で開催)
  - ③税務WGの報告書のフォローアップ提案として、家屋評価業務の共同処理を提案(24年1月)
  - ④社会資本WGの報告書のフォローアップ提案として、「併任」制度を活用した広域連携による検査体制の整備を提案(24年2月)

#### ◆ 新たな広域連携の促進に向けた取組

- ・広域的な連携の取組に対する相談等に対し、外部の専門家や学識経験者等と連携して、専門的な助言や情報提供、専門人材の派遣などを実施(25年度 9回、26年度 5回)
- ・新たに業務の共同処理を行う市町村等へ道職員を派遣する「広域連携派遣制度」を実施(25年度 3団体、26年度 1団体)
- ・「地域主権型社会推進実務者会議」などにおいて、広域連携に関する市町村等との意見交換を実施(25年度 14振興局、26年度 14振興局で開催)
- ・「地域政策法務検討会」において、道、市町村等が連携・協力して、地域の法制執行能力の向上に向けた取組を実施(25年度・26年度 14振興局で開催)

## 政策94

市町村の意向を前提に、資金やノウハウ面で必要な支援を行いつつ、道から市町村への権限移譲を推進

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（21年3月改訂）に基づき、移譲を進めるための環境整備として「道職員派遣制度」や「初期投資に対する財政支援制度」などによる支援を行うとともに、市町村との意見交換やニーズに応じたきめ細やかな情報提供を行うなど、市町村へのサポートの充実を図り、道から市町村への権限移譲を着実に進めます。
- 移譲による効果や課題を検証するためのフォローアップを行った上で、移譲方針の見直しを含め、方策の検討を行います。



### ◇ 取組の概要 ◇

「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づき、重点推進権限を中心に、市町村への個別説明などによる働きかけを行ったほか、市町村が移譲を受けやすくなるための環境整備として、権限移譲に係る初期投資に対する財政支援や、多数の権限を受ける市町村等に対する道職員の派遣を実施しました。

また、24年にフォローアップ調査を行い、この調査結果に基づき、26年3月に「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を改訂しました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 道から市町村への権限移譲を進めるための取組

- ・ 権限移譲を進めるため、市町村に対して働きかけや支援を実施
  - ① 重点推進権限を中心に市町村への個別説明や、市との勉強会を開催（23年度19回、24年度18回、25年度10回）
  - ② 地域主権実務者会議等において、市町村への情報提供、意見交換を実施（23年度 18回、24年度 6回、25年度 13回、26年度 16回）
  - ③ 道職員を2年間派遣（23年度 11市町、24年度 5市町、25年度 3町、26年度 2町）
  - ④ 権限移譲に係る初期投資に対する財政支援を実施（23年度 23市町村、24年度 11市町村、25年度 12市町村）
- ・ 道から市町村への権限移譲（24年度 102市町村に対して560権限を移譲、25年度 71市町村に対して519権限を移譲、26年度 43市町村に対して365権限を移譲、27年度 24市町村に対して183権限を移譲）

#### ◆ 移譲対象権限や重点的に移譲を進める権限の見直し

- ・ 国の地方分権改革の動向（法改正による法定の権限移譲）を踏まえ、移譲対象リストを整理し、随時情報提供

#### ◆ これまでの権限移譲に対する検証

- ・ これまで進めてきた効果や移譲に当たっての様々な課題を整理・検証するため、市町村へのアンケートなどによるフォローアップ調査を実施（24年度）

#### ◆ 権限移譲方針の改訂

- ・ フォローアップ調査による検証結果に基づき権限移譲方針の見直し等を行い、「道から市町村への事務・権限移譲方針」を改訂（25年度）

## 政策95

市町村と道とが一体となって本道の特性にあった行政を進めるため、道州制特区\*を活用するなどし、必要な権限移譲と財源の移譲、規制緩和や制度改正を国に積極的に提案

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 全国知事会と連携しながら、権限と財源の一体的な移譲などの確実な制度設計を前提に、国からの権限移譲、出先機関の地方移管を求めています。
- 道民の皆さまや市町村、関係団体などから幅広く提言や意見をいただき、有識者からなる「北海道道州制特区提案検討委員会」でのオープンな議論を進めながら、本道の实情に応じた権限移譲などを国に提案します。
- 規制の特例措置、税制・財政・金融上の総合的な政策パッケージとして実施する総合特区制度\*について、地域独自の知恵と工夫を活かし、本道の優位性を最大限発揮できるような制度となるよう国に対して必要な働きかけを行うとともに、提案等の検討を行います。



### ◇ 取組の概要 ◇

国から地方、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲については、25年12月に国で閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づいた第4次一括法案が第186回国会に提出・成立しており、移譲に当たっては、国からの財源措置等が確実に行われるように全国知事会を通じて道の意見を提示するとともに、円滑な移譲が進むよう対応していきます。

また、道民等からのアイデアを基に、23年10月と26年7月に、国に対して道州制特区提案を行い、そのうち、国において対応が決定されている4項目が、道の提案趣旨に沿って実現しました。

さらに、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的に支援する総合特区制度が本道でも活用されるよう制度の周知、提案等の検討を行ってきました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 国から地方への事務・権限の移譲等

- ・ 22年度から24年度にかけて国で検討された「国の出先機関改革」に関しては、全国知事会を通して、権限や財源の移譲に関する道の考え方を提示
- ・ 25年度から国において検討が行われている「国から地方への事務・権限の移譲」については、全国知事会を通して財源措置などに関する道の意見を提示するとともに、25年12月に国で閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、道などへの移譲に向けた対応を検討
- ・ 見直し方針に基づいた第4次一括法案が第186回国会に提出され、成立
- ・ 円滑な移譲に向けた引継作業等を推進

#### ◆ 道州制特区提案の実施・検討

- ・ 23年10月に、地方自治・地域再生、観光の分野に関する4項目について、国に対し第5回目の提案を実施「ふるさと納税のコンビニでの収納」を可能とする政令改正のほか、国において所要の措置
- ・ 26年7月に、観光、建築、食の分野に関する3項目について、国に対し第6回目の提案を実施
- ・ 国への新たな提案に向けて、道民等から随時アイデアを募集するとともに、道州制特区提案検討委員会において、道民等から提案のあったアイデア（約440件）をベースに検討を実施

#### ◆ 総合特区制度の周知、提案等の検討

- ・ 総合特区制度説明会等の開催や、メールマガジンにより制度等を周知（23年度3回、24年度7回）
- ・ 総合特区第1次指定申請（23年9月、道内5件）、総合特区第1次指定（23年12月、道内3件）  
【国際戦略総合特区】 ①北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区：道、道経連、札幌市、江別市、函館市、帯広市及び十勝管内全町村  
【地域活性化総合特区】 ①札幌コンテンツ特区：札幌市 ②森林総合産業特区：下川町
- ・ 規制の特例措置等の整備について、必要な働きかけを行うとともに、新たな提案等の検討を実施（24年度）
- ・ 総合特区制度を活用した地域の主体的な取組を促進（24年度）

## 4 地域に飛び出せ道職員！地域シフトの加速

### 政策96

市町村と道との相互交流や、道から市町村への職員派遣制度を拡大するとともに、振興局長権限による市町村のニーズに応じた短期・業務対応派遣制度を創設

#### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 「市町村への職員派遣推進方針」に基づき、市町村のニーズに的確に応えながら、幅広い広域連携に向けた取組を支援するため、新たな枠組みを検討するなど、相互交流や自治法派遣など現行の派遣制度の拡大を含め、道から市町村への職員派遣の充実を図ります。
- 市町村からの要請に応じ、地域活性化に資する地域イベントの企画や準備などに振興局職員を短期派遣しサポートする体制を構築します。



#### ◇ 取組の概要 ◇

市町村のニーズに的確に応えながら、市町村との緊密な連携による地域振興の推進等を図るため、22年度から「地域振興派遣」、「権限移譲派遣」を実施し、また、25年度からは幅広い広域連携に向けた取組を支援するため、「広域連携派遣」、「徴収対策連携派遣」に係る制度を創設し、道職員の市町村等への派遣を積極的に推進してきました。

また、市町村への短期業務対応派遣制度（地域にどんどん飛び出し隊）を23年度に創設し、市町村のニーズに応じ、振興局職員を短期派遣する職員派遣も実施してきました。

#### ◇ 主な取組 ◇

##### ◆ 市町村への職員派遣の実施

- ・「市町村への職員派遣推進方針」（21年9月決定）に基づき、市町村への職員派遣を実施  
自治法派遣等 23年度 129名、24年度 111名、25年度 97名、26年度 90名  
地域振興派遣等 23年度 62名、24年度 62名、25年度 68名、26年度 68名

##### ◆ 広域連携の促進等に係る新たな派遣制度の検討・実施

- ・事務・事業の効率化のため、新たに共同処理を行う市町村等の取組を支援する職員派遣制度の創設について検討（23年度）
- ・広域連携の促進に係る職員派遣制度を創設（24年度）し、25年度から市町村等への職員派遣を実施
- ・市町村と連携した地方税の徴収対策等を進めるための職員派遣制度を創設（24年度）し、25年度から市町村等への職員派遣を実施

##### ◆ 市町村への短期業務対応派遣制度の創設・運用

- ・市町村からの要請などに応じ、地域活性化に資する地域イベントの企画や準備などに振興局職員を短期派遣しサポートする体制（地域にどんどん飛び出し隊）を構築し、市町村への職員派遣を実施  
（派遣件数・人数 23年度 99件 565人、24年度 81件 566人、25年度 103件 653人）

##### < 主な派遣業務実績 >

- ・市町村が主催する地域イベントの企画段階からの参画
- ・複数市町村にまたがる広域的な観光振興に対する支援
- ・市町村におけるまちづくりの取組への参画
- ・地域づくり連携会議へのフォローアップ
- ・市町村の計画等策定への支援

## 政策97

地域固有の課題解決に向け、振興局の裁量により独自の組織編成と予算化をセットで行うなど、人的資源や予算・権限の「地域シフト」を一層推進

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 振興局自らが地域との連携・協働により地域に根ざした政策を企画・立案・実施する地域政策推進事業の予算額の拡充を図り、振興局独自組織等の取組を加速させる「地域連携加速事業」枠を創設することにより、組織編成に係る振興局長の裁量枠を効果的に活用するなど、振興局の権限強化と政策推進機能を向上させ、個性ある地域づくりを推進します。



### ◇ 取組の概要 ◇

地域政策推進事業に「地域連携加速事業」枠を23年度に創設し、組織編成に係る振興局長の裁量枠による取組を効果的に展開するとともに、振興局長が地域のキーパーソン等と意見交換を行う「ラウンドテーブルミーティング」を新たに実施するなど、地域重視の政策を展開してきました。

また、振興局が市町村やNPOなどと連携して進める「個性が輝く新たな地域づくりの取組」を実施し、振興局を越えた広域観光エリアの構築や農業と観光等を組み合わせた地域情報の発信などに取組みました。

さらに、市町村との緊密な連携による地域振興等を図るため、「地域振興」、「権限移譲」の職員派遣を実施するとともに、25年度から「広域連携」や「徴収対策連携」を進めるための職員派遣制度を創設・実施するなど、地域ニーズに対応した職員派遣を積極的に実施してきました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 地域政策推進事業などの充実

- ・北海道価値の磨き上げや地域課題の解決に迅速に対応するため、地域政策推進事業に振興局独自組織等の取組を加速させる「地域連携加速事業」枠を創設（23年度）し、組織編成に係る振興局長の裁量枠を効果的に活用
- ・振興局長等が地域に赴いて、地域のキーパーソン等と意見交換を行う「ラウンドテーブルミーティング」の新たな実施など、北海道価値の創造や磨き上げ、地域課題の解決に迅速に対応するための体制を強化  
＜ラウンドテーブルミーティングの主なテーマ＞
  - ・「食」と「観光」の連携
  - ・地域産業の振興
  - ・再生可能エネルギーの利活用 など

#### ◆ 個性が輝く新たな地域づくりの推進

- ・地域づくりの拠点である振興局が市町村やNPOなどと連携を図り、地域が持つ資源、知恵を生かし、雇用の場を確保しながら、個性が輝く新たな地域づくりの取組を実施（24年度 8事業）

#### ◆ 市町村への職員派遣制度の充実

- ・「地域振興」、「権限移譲」に向けた職員派遣に加えて、25年度から「広域連携」、「徴収対策連携」を進めるための職員派遣制度を創設・実施するなど、地域ニーズに対応した職員派遣を実施し、マンパワーの地域シフトを推進

## 5 地域プロジェクトの積極推進

### 政策98

14の振興局ごとに進める地域の将来像実現に向けたプロジェクトや、振興局のエリアを越えた市町村の連携、広域的な地域づくりの取組を、道の支援制度やマンパワーを総動員して推進

#### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 地域のめざす姿の実現に向け、地域の特色と潜在力を活かした地域重点プロジェクト\*の着実な推進を図るため、市町村長や民間団体などが参画する「地域づくり連携会議」を開催し、具体的な施策・事業の検討や事業内容の見直しを行うなど、地域の多様な主体の連携・協働による取組を進めるとともに、市町村や地域の皆さまの意見を十分伺いながら、地域重点プロジェクトを再構築します。
- 振興局が「地域づくりの拠点」となって、振興局長の裁量による組織編成、地域づくり総合交付金\*、職員派遣制度など、様々な地域振興施策やマンパワーを総動員しながら、振興局のエリアを超えた市町村の連携や広域的な取組、地域の多様な主体が連携する取組を支援し、活力ある地域づくりを推進します。



#### ◇ 取組の概要 ◇

社会経済情勢の変化や新たな地域課題を踏まえながら、地域づくり連携会議や地域意見交換会の開催などを通して、きめ細かく地域意見の把握に努めた「連携地域別政策展開方針」を、25年3月に6つの連携地域ごとに策定し、地域重点プロジェクトについて、新たなプロジェクトの立ち上げや内容の見直しなどの再構築を行いました。地域重点プロジェクトについては、地域の多様な主体と連携・協力しながら、地域づくり総合交付金や地域政策推進事業（振興局独自事業）をはじめ、振興局長の裁量枠の組織編成、市町村への職員派遣など、様々な施策を効果的に活用し、着実に推進してきました。

さらに、複数振興局で連携するプロジェクトや、連携地域を越えた広域的な取組をプロジェクトに位置づけるなど、多様な地域間連携による取組を積極的に支援してきました。

#### ◇ 主な取組 ◇

##### ◆ 「連携地域別政策展開方針」の見直しによる地域重点プロジェクトの再構築

- ・ 地域重点プロジェクトの再構築に向けた基本的な考え方やスケジュール等を検討（23年度）
- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市町村や地域の皆様のご意見を十分伺いながら、6つの連携地域ごとに新たな「連携地域別政策展開方針」を策定し、地域重点プロジェクトを再構築（25年3月）

##### ◆ 連携地域別政策展開方針における地域重点プロジェクトの着実な推進

- ・ 20年策定の政策展開方針における地域重点プロジェクトについて、「地域づくり連携会議」において、具体的な施策・事業の検討や事業内容の見直しなどを行い、市町村や民間団体など多様な主体と連携・協力しながら推進（23年度～24年度 56プロジェクト）
- ・ 25年3月に新たに策定した「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトについても、地域づくり総合交付金や地域政策推進事業（振興局独自事業）、市町村への職員派遣制度などの地域振興施策を充実し着実に推進（25年度～ 58プロジェクト）

##### ◆ 振興局エリアを超えた市町村の連携等への支援

- ・ 振興局長の裁量による組織編成、地域づくり総合交付金、地域政策推進事業、職員派遣制度など、様々な地域振興施策やマンパワーを活用しながら、振興局のエリアを超えた市町村の連携や広域的な取組、地域の多様な主体が連携する取組を支援

振興局独自組織 23年度 18組織、24年度 18組織、25年度 18組織、26年度 18組織

地域振興派遣 23年度 39名、24年度 45名、25年度 43名、26年度 42名

地域政策推進事業 23年度 77事業、24年度 81事業、25年度 82事業、26年度 79事業

- ・ 新たな地域間連携の形として、地域課題の解決や地域資源の活用などを図り、より広域かつ多目的な市町村間の連携を進める「包括交流連携」協定の締結などの取組を支援

（本別町と白糠町の包括交流連携協定：25年3月締結）